

令和 7 年 8 月 7 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和7年8月8日（金）から令和7年9月8日（月）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、保安距離に係る規定の整備を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和48年通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第1号）を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3、別紙4及び別紙5参照）
 - ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
 - ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
 - ・石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和7年9月8日（月）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令・告示を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野補佐、鈴木

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
- ・石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、保安距離に係る規定の整備を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和48年通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第1号）を改正するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室 へ

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっております。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課危険物保安室 へ

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 へ

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和 7 年 8 月 8 日（金）から令和 7 年 9 月 8 日（月）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ

の意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

- ・ 提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担 当：石野、鈴木

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課危険物保安室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について

令和7年7月
消防庁危険物保安室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の改正に伴い、同法を引用している危険物規則、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「危険物告示」という。）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和48年通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第1号。以下「石油パイプライン告示」という。）の関係条項について所要の整備を行う。

1. 改正内容**（1）保安距離に係る規定の整備【危険物規則第11条、危険物告示第32条及び石油パイプライン告示第30条関係】**

障害者総合支援法の改正に伴い、危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等、移送取扱所の配管及び石油パイプラインの導管が一定の距離を確保しなければならない施設に、就労選択支援の用に供する施設を加えることとする。

2. 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

○総務省令第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同法第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(学校等の多数の人を収容する施設)</p> <p>第十一条 令第九条第一項第一号ロ(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))、令第十一条第一項第一号及び第一号の二(同条第二項においてその例による場合を含む。))並びに令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 次に掲げる施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの</p> <p>〔イ〇チ 略〕</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十九項に規定する福祉ホーム</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(学校等の多数の人を収容する施設)</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〇チ 同上〕</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○総務省告示第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の十六第二号（同規則第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(施設に対する水平距離等)</p> <p>第三十二条 規則第二十八条の十六第二号(規則第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。)の規定により、配管は、次の各号に掲げる施設に対し、当該各号に定める水平距離を有しなければならない。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 次に掲げる施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの 四十五メートル以上</p> <p>〔イ〇チ 略〕</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十九項に規定する福祉ホーム</p> <p>〔六〇十四 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(施設に対する水平距離等)</p> <p>第三十二条 〔同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>〔イ〇チ 同上〕</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p> <p>〔六〇十四 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

○総務省
経済産業省
国土交通省
告示第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、令第二号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(施設に対する水平距離等) 第三十条 省令第十七条第二号(省令第二十条第四項及び第二十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定により、導管は、次の各号に掲げる施設に対し、当該各号に定める水平距離を有しなければならない。 「一〇四 略」 五 次に掲げる施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの 四十五メートル以上 「イ〇チ 略」 リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十九項に規定する福祉ホーム 「六〇十四 略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(施設に対する水平距離等) 第三十条 「同上」 「一〇四 同上」 五 「同上」 「イ〇チ 同上」 リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム 「六〇十四 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。